

ID: 1606

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	特例地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の15第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の15第1項の規定による。 (特例地域相談支援給付費) 第51条の15 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日